

令和6年草加市議会議会運営委員会要点記録（第32回）

◆開会年月日	令和6年10月18日（金曜日）			
◆開催の場所	第3委員会室			
◆出席委員	石川祐一	委員長	田川浩司	委員
	森 覚	委員	斉藤雄二	委員
	中島綾菜	委員	松井優美子	委員
	田中宣光	委員	佐藤利器	委員
◆欠席委員	木村忠義	副委員長		

-
- | | |
|-------|------------------------------|
| ◆協議事項 | 1 議長による臨時会の招集請求について |
| | 2 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について |
| | 3 その他 |
-

※ 本日、木村副委員長は10月4日付けで無所属議員となったことから欠席する。

◆議事内容

午前10時00分開会

1 議長による臨時会の招集請求について

10月4日（金）に開催された交渉会において正・副議長が辞意を表明した。
よって、議長が議長辞職の許可を付議事件とする臨時会を市長に招集請求するため、地方自治法第101条第2項の規定に基づき、議会運営委員会の議決を求めるもの。

なお、付議事件は「議長辞職の許可」とする。

→ 地方自治法第101条第2項の規定に基づき、議長が議長辞職の許可を付議事件とする臨時会の招集請求をすることについて、簡易採決にて議決した

2 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について

9月24日の議会運営委員会で各会派持ち帰って検討となっていた「一問一答式の導入について」ご協議いただきたい。（別紙参照） → 了解

※「(5)開始時期について、SOKA新政から順に意見を伺いたい。」

＜石川委員長＞

※「間に合うのであれば、12月定例会から開始で。」＜佐藤委員＞

※「12月定例会から開始で。」＜森委員＞

※「まともところでよいが、会派としては、この件も含めて議会改革特別委員会を設置して協議するのがよいと考えている。」＜田中委員＞

※「12月定例会から開始で。」＜斉藤委員＞

※「12月定例会から開始で。」＜中島委員＞

※「12月定例会から開始でよいか。」＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 一問一答式の導入の開始時期については、令和6年12月定例会から開始することを決定

※「ただいま１２月定例会から一問一答式を導入すると決定いただいたことに伴い、議会運営に関する申し合わせ事項に変更が生じるため、想定できる変更が必要な部分について、事務局で抽出し、案を考えたので配付させていただく。」＜武田事務局長＞

※「議会運営に関する申し合わせ事項の変更部分について、各会派に持ち帰り確認をお願いしたい。」＜石川委員長＞

※「１１月１日（金）の臨時会の朝の議会運営委員会で、各会派に持ち帰り確認した結果を再度ご協議いただきたい。」＜武田事務局長＞

※「１１月１日（金）の臨時会の朝の議会運営委員会で、再度協議するということでよいか。」＜石川委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 議会運営に関する申し合わせ事項の変更部分については、１１月１日（金）の臨時会の朝の議会運営委員会で、各会派に持ち帰り確認した結果を再度協議することを決定

３ その他

(1) 議場システムの障害発生に伴う損害賠償請求の可否について

議場システムの障害発生に伴う損害賠償請求の可否について、総務部付特命副参事に法律相談を行った結果を報告させていただく。

※「まず、損害賠償請求の前提として、損害賠償請求が認められるためには少なくとも草加市側に損害が発生していることを具体的に主張立証しなければならないという大前提がある。今回のケースでは、部品に不具合があったケースもあったが、既に無償で部品交換がされており、市に持ち出しは発生していないこと。また、緊急の保守点検についても、契約の範囲内で行われているため、市に追加の費用等は発生していない。その他、議会が一時停止したことの損害については、それにより余分に人件費が掛かったといった事情があれば金銭請求しやすいが、結果的に予定どおり議会が終わったということで、損害につき金銭評価が難しく、損害の立証は困難である。あとは慰謝料や迷惑料の問題は、交通事故といった生命身体に対する損害であれば慰謝料請求の余地はあるが、今回のような物品にかかる損害については、裁判では慰謝料等は認められないので、これも難しい。結果として、損害賠償請求については、損害の特定及び立証の観点から請求が難しいと考えるとのことだった。なお、報告になるが、これまでの不具合を受け１０月１５日から１８日まで、業者において議場のフルメンテナンスを実施している。」

＜武田事務局長＞

※「局長からの説明について意見等はあるか。」＜石川委員長＞

※「特になし。」＜全委員＞

(2) 新委員の写真撮影について

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期が満了することに伴い、臨時会において、新委員が選任されることから、市議会だより（１２月１日号）に各委員会の紹介を掲載するため、臨時会終了後に写真を撮影させていただく。

→ 了解

なお、写真撮影の際、ネクタイ着用の有無は個人の判断とするが、原則着用とさせていただきます。 → 了解

午前10時10分閉会

-
- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
 - ・ 議会運営委員会検討事項
 - ・ 議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋
 - ・ 発言通告書（案）

議会運営委員会協議事項

令和6年10月18日（金）

午前10時 第3委員会室

〈開会前〉

※ 本日、木村副委員長は10月4日付けで無所属議員となったことから欠席する。

1 議長による臨時会の招集請求について

10月4日（金）に開催された交渉会において正・副議長が辞意を表明した。

よって、議長が議長辞職の許可を付議事件とする臨時会を市長に招集請求するため、地方自治法第101条第2項の規定に基づき、議会運営委員会の議決を求めるもの。

なお、付議事件は「議長辞職の許可」とする。

2 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について

9月24日の議会運営委員会で各会派持ち帰って検討となっていた「一問一答式の導入について」ご協議いただきたい。（別紙参照）

3 その他

(1) 議場システムの障害発生に伴う損害賠償請求の可否について

議場システムの障害発生に伴う損害賠償請求の可否について、総務部付特命副参事に法律相談を行った結果を報告させていただく。

(2) 新委員の写真撮影について

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期が満了することに伴い、臨時会において、新委員が選任されることから、市議会だより（12月1日号）に各委員会の紹介を掲載するため、臨時会終了後に写真を撮影させていただく。

なお、写真撮影の際、ネクタイ着用の有無は個人の判断とするが、原則着用とさせていただく。

議会運営委員会検討事項

1 「議会改革について」一問一答式の導入について

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
(1)質問方式について	従来の分割方式から一問一答方式に移行				
(2)採用する一問一答方式について	再質問から一問一答方式				
(3)質問回数及び質問時間の制限について	質問回数は制限せず、時間で制限 時間制限：答弁含め80分				
(4)答弁者の位置（場所）について	初回（1回目）は登壇、再答弁（2回目以降）は自席から答弁				
(5)開始時期について					

議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

（令和 6 年 月 日）
（議会運営委員会 決定）

2 議案質疑・一般質問等について

- | | |
|---|------------|
| (1) 市長提出議案に対する質疑及び市政に対する一般質問の発言は、議員においては質問席、執行部においては答弁席で行う。 | 会規62 |
| (1) 市長提出議案に対する質疑及び市政に対する一般質問の発言は、議員においては質問席、執行部においては初回の答弁は答弁席、再質疑（再質問）の答弁以降は自席で行うものとする。 | 会規62 |
| (2) 質問方式については、一般質問においては一問一答式により行うものとする。なお、議案質疑においては、一問一答式を原則として行うものとする。 | 会規62 |
| (2) 一般質問においては、発言通告の項目単位で行うものとする。なお、議案質疑においては、項目単位を原則として行うものとする。 | 会規62 |
| (3) 議案質疑及び一般質問の質問方式は、初回は発言通告の項目単位のうち全ての事項を一括で質疑（質問）し、再質疑（再質問）以降は項目単位のうち最小単位の質疑（質問）を一問ずつ行う一問一答方式とする。 | 会規62 |
| (34) 議案質疑及び一般質問の発言時間は、答弁を含め1人80分以内とする。なお、発言時間を終了した場合は、質疑（質問）あるいは答弁中であってもその発言を打ち切るものとする。 | 会規57、62 |
| (45) 議案質疑及び一般質問の発言残時間が5分を切った場合は、チャイム音を鳴らすものとする。 | 会規57、62 |
| (5) 議案質疑及び一般質問の本会議における発言回数は、一事項2回までとする。ただし、議長が認めたときは3回までとする。 | 会規56、62、64 |
| (6) 議案質疑及び一般質問においては、会議規則第56条及び第64条の規定にかかわらず、発言回数を制限しないものとする。 | 会規56、62、64 |
| (67) 一般質問における要望に対する答弁は行わない。 | 会規62 |
| (78) 定例会における議案質疑及び一般質問の発言通告の受付は、告示日から議会運営委員会開催日2日前（土日祝日を除く）の午後3時までとする。 | 会規51 |
| (89) 臨時会における議案質疑の発言通告の受付は、告示日から開会日3日前（土日祝日を除く）の午後3時までとし、緊急を要する臨時会に | 会規51 |

については、告示日から当該議案の提案説明後の質疑通告受付のための休憩時までとする。

- (~~9~~10) 発言通告は次のいずれかの方法により議員本人が提出すること。 会規51
ただし、本会議開会中の提出方法は議会事務局への持参のみとする。

提出方法	提出内容	受付時間	発言順位の基準
議会事務局に持参	所定の様式	議会事務局が受付を行った時間	議会事務局が受付を行った時間
LINEWORKSのトークで議会事務局に送信	所定の様式もしくは 所定の様式に準じた内容をトークで送信	送信したトークに表示された時間	議会事務局から受付の連絡を受けた時間

- (~~10~~11) 発言通告については、発言時間及び質問・質疑の要旨を具体的に記入すること。（例えば「その他関連する事柄について」のような通告はしないものとする。）なお、用字・用語の整理については、議長が行うものとする。 会規51

- (~~11~~12) 正・副議長、監査委員及び議会運営委員会委員長は、発言通告をしないものとする。また、委員会の委員長は、自身が所属する委員会に付託予定の議案等についての発言通告はしないものとする。 会規51

- (~~12~~13) 議案質疑及び一般質問の発言通告書一覧表は、開会日にワープロ浄書したものを~~議席に~~配付する。 会規51、62

- (~~13~~14) 委員会付託を省略する市長提出議案に対する質疑は、発言通告書を提出することを原則とし、発言通告者が質疑した事項について、真にやむを得ない場合は、挙手により発言通告者の後に議長が発言を許可する。なお、発言時間は、答弁を含め1人80分以内とする。 会規52

- (~~14~~15) 市長報告において、施政上の問題が報告されたときは、質疑を許可する。 会規51

- (~~15~~16) 本会議における資料要求は行わないこととする。 会規66

- (~~16~~17) 一般質問においては、常任委員会及び特別委員会に付託中の特定事件について、それぞれの趣旨、機能を尊重するものとする。 会規62

- (~~17~~18) 本会議及び委員会では、品位を保持すること。 法132、会規151

- (~~18~~19) 風聞、うわさに基づく発言は慎み、事実関係を十分に調査・確認してから発言すること。 会規62

- (~~19~~20) 個人、企業等私人にかかわる問題については、人格や名誉を傷つけないように配慮すること。また、固有名詞や商標名については、慎重に発言すること。 会規62

一般質問通告 第 号	質 疑 通 告 第 号	討 論 通 告 第 号	令和 年 月 日	定 例 会
				臨 時 会
			令和 年 月 日 午 前 時 分 受 付 午 後	

発 言 通 告 書

草加市議会議長 様			
番 氏名			
次のとおり通告します。			
発 言 の 種 別		一 般 質 問 ・ 質 疑 ・ 討 論	
項 目		要 旨	答弁予定者
1			
2			
3			
4			
5			
発 言 時 間 分			